

適正な積算に基づく入札等の徹底についての取扱いについて

平成18年10月13日制定

1 地場産業の育成を目的とした適正な見積を図る措置

(1) 主旨

地場産業の育成を目的として工事の施工に際して、主要資材の購入又は、やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く。）を第三者に請け負わせようとする場合は、極力安芸高田市内に主たる本店・営業所を有する業者に発注するものとするを特約事項にて義務付けている。

しかしながら、くじ引き落札が増加する中で、特約事項を履行する適正な積算が行なわれない状況が懸念される。このため、市内業者の受注機会の増大及び工期の短縮を目的とした工区設定工事の拡大を図る。

(2) 実施内容

平成18年10月13日以降に指名通知又は公告をする工事から建設工事工区設定発注事務処理要領（平成18年9月1日、訓令第149号）に基づき実施可能な工事から拡大を図る。

2 予定価格の事後公表の試行を行なう措置

(1) 主旨

「予定価格の事前公表の取扱いについて（平成16年8月1日制定）」に基づき、設計に対する透明性の確保等を目的に予定価格の事前公表を行っている。

しかしながら、予定価格の事前公表を行うことにより、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになることや建設業者の見積努力が損なわれ、談合が一層容易に行われる可能性があることなど、弊害も考えられる。

一方で、予定価格から最低制限価格が推測できることから、最低制限価格と同額での入札によるくじ引き落札を増加させ、適切な積算を行わず入札を行った業者が受注する事態が生じることが特に懸念される。

これらのことから、適正な積算に基づく入札等の徹底を図るため予定価格の事後公表について試行を行なう。

(2) 取扱い内容

指名業者等選考委員会の議により指定された工事については、「予定価格の事前公表の取扱いについて（平成16年8月1日制定）」の規定にかかわらず、予定価格を事後公表とする。

(3) 再度入札

試行を行なう工事については、再度入札を2回までとする。

(4) 不落随意契約の不実施

再度入札の実施によっても、すべての入札者が予定価格と最低制限価格の範囲外で入札を行なった場合は、指名替（組替）入札を実施する。

(5) 施行期日等

平成18年10月13日以降に指名通知をする工事から指名業者等選考委員会の議により試行工事を指定する。

3 実際の入札額と事前に提出を求める工事内訳書に乖離がある場合の措置

(1) 主旨

適正な見積努力を行なうことなく、価格競争のみによる入札の実施に伴う品質低下の防止を図る。

(2) 対象者

ア 最低制限価格を設定した工事を落札した者

イ 低入札調査基準価格を設定した工事で、低入札調査基準価格以上の価格で落札した者

(2) 規制対象行為

ア 実際の入札額と工事費内訳書の乖離

<建築一式工事及び設備以外の工事>		
実際の入札額	<	工事内訳書記載の(工事価格 一般管理費の70%) の場合
<建築一式工事及び設備工事>		
実際の入札額	<	工事内訳書記載の(工事価格 一般管理費の80%) の場合

イ 不適切な積算の工事内訳書

「適正な履行確保の基準」の数値的判断基準と同様の数値基準を満たしていない場合

(3) 取扱い内容

ア 規制対象行為に該当する場合は、建設業者等指名除外要綱(平成16年7月29日、訓令第77号)別表15号(「不正又は不誠実な行為」)に該当するものとして規制対象行為1回につき1ヶ月間、指名しない取扱いを行う。

イ 契約に際しては、瑕疵担保責任の存続期間延長(目的物の引渡日から4年(木造建築物・設備工事は2年))を行う。

(4) 施行期日等

平成18年10月13日以降に指名通知又は公告をする工事から実施する。ただし、当分の間は、習熟期間とし、この期間に公告又は指名通知を行う工事においては、3(3)の取扱いは行わず、不適切であった旨の警告を発するにとどめる。